

iJapan 構想 (中間提言)

2000年9月19日
社団法人 経済同友会

はじめに

IT革命とは、単に情報通信技術の高度化に止まらず、その急速な進歩が、グローバル化の進展、モノ中心の産業社会からの情報中心の知識社会への変化、そして、政治経済運営におけるオープン化を通じて社会に大変革をもたらすことである。

欧米はもとより、アジア諸国もITの推進による所謂「ニューエコノミー」の実現に積極的に取り組んでいる。しかし、IT革命に向けてのわが国の対応は、依然緩慢であり、IT革命によってもたらされるビジネスチャンスを活かしかねている。IT革命は高速度で進行するので、わずかな対応の遅れが数年後には決定的な国際競争力の差となって現れる可能性がある。わが国のIT革命の推進にむけての取り組みは、もはや一刻の猶予も許されない。

我々はIT革命の狙いを、「様々な情報を有機的に活用することを通じて、新しい価値を生み、「知」を向上させる社会を構築する」とことと捉え、それを実現する枠組みを「iJapan 構想」として提案する。中間提言である今回は広範な論点を取り上げているが、一部は問題点の指摘に止まっている。今後、委員会として論点を絞り込むと共にさらに論議を詰め、来春を目途に具体的な提案を行っていく所存である。

I. IT革命の進展により現出する新しい経済・社会の姿

歴史上の革命が、経済のあり方から人々の価値観に至るまで、全く新しい経済・社会を実現してきたように、IT革命も旧来の秩序や社会構造を創造的に破壊し、新しいシステムを構築する。したがって、我々がこれまでのわが国の成功体験を支えてきた伝統的な社会システムや横並び主義、先例尊重といった保守的な価値観を大きく変えなければ、IT革命に成功することはできない。

(1)経済:市場構造の変化

ネット経済においては、時間と距離を超越した活動が可能となり、マーケットのグローバル化が進む。同時に、情報の取引費用がゼロに近づき、収穫逦増の法則が働くので、情報強者は益々強くなる可能性が大きい。加えて市場構造は大きく変質し、その主導権は豊かな情報に恵まれるよ

うになった顧客(重要者)に移るばかりか、個人や小規模企業も活発に価値創造に参加するようになる。その結果、市場の多様化、差別化が進行し、企業間関係、産業構造を一変させる。企業経営においても、これまでの閉ざされた商習慣を抜本的に変え、「知」を高めなければ、こうした変化に対応することはできない。

(2) 社会:民主主義の再編成

時間と空間を超越するネット社会が進展すると、工業化時代に形成された都市と農村の差異が少なくなるとともに、選挙に当っても有権者がその地域の代表を選出するという意識は薄れる。加えて、ネット化により価値観が分散し、しかも NPO などの市民団体が国内的にも国際的にも政策形成に大きな影響力を持つようになる。その結果、米国の VOTE.com に見られるように政治・行政と有権者・住民がネットで直接結ばれる社会では、民主主義の再編が不可避となろう。政治家には、これらの流れを踏まえて、徹底した情報公開の上で社会の合意形成を図る新しい政治の組織と手法の確立が求められることになる。

II. iJapan の基本方針・総合戦略

対処療法的な技術対策を各論的に積み重ねるだけでは、望ましい IT 社会を創ることはできない。今必要なことは、IT 革命の遂行に向けた基本方針・総合戦略を策定し、各種施策を明確なスケジュールを設定の上、迅速かつ着実に実行することである。わが国は、次の4点をその基本方針とし、わが国に先んじる国々に追いつくためではなく、それらの国々を超える独創的な総合戦略を策定しなければならない。我々は、IT 革命の進行のスピードを考慮し、基本的に 2001 年末までに政策の具体策につき結論を得るべきであると考え。

(1) 官民の役割分担の明確化

主導的役割は民間、民間活力を引き出すための環境整備の役割は政府、という方針を再確認すること。

(2) 経済社会全体の秩序を改革する総合的アプローチ

競争原理を基軸としつつ、社会全体のシステムを視野に入れグローバルゼーションに対応した秩序を構築すること。

(3) より安く、より速く、より安全なインターネット環境の実現

誰もが低コスト、高速で、しかも安心してデータ送受信を行えるよう、競争条件、インフラ等の環境を整えること。

(4) 全ての国民に対する自由なアクセスの確保

情報格差は社会的経済的格差を生む可能性があることを考慮し、全ての国民が IT 革命の恩恵を享受する機会を提供すること。

Ⅲ. 取り組むべき課題

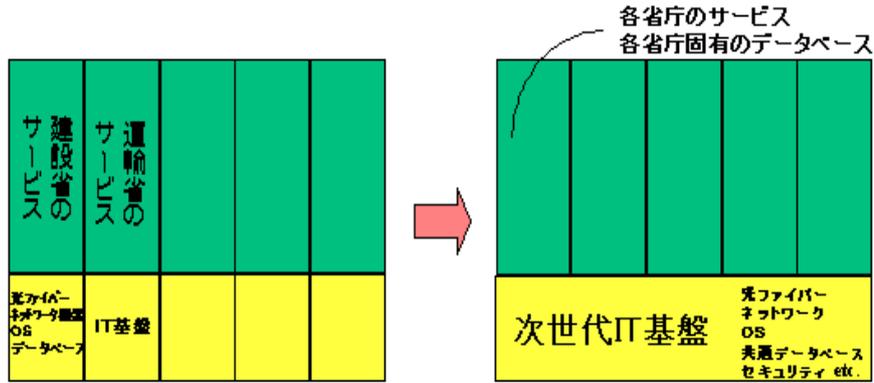
(1) IT基本法の制定

IT 革命に対する基本方針と総合戦略、そしてその実現のプロセスを示すことを通じて、国家の最優先課題である IT 推進の姿勢を明確にするために、下記を骨格とする IT 基本法を早急に制定する必要がある。

① 内閣主導によるIT基盤の整備

政府の役割の見直しは、行政改革や規制改革と一体として捉え、所謂タテ割りの弊害を除去するシステムを構築する。特に、次世代の IT 基盤は国家戦略ともいえる国民共通の資産であるが、その整備に向けた各省の要求には重複や不整合が見られる。そこで、全体最適となる基盤整備の全体構想(グランドデザイン)の設計からその実行までを掌る特命部局を内閣に設置する。より具体的には、公共施設に関するブロードバンドの整備計画(大容量のデータを高速で配信するもの:光アクセス、DSL、CATV インターネット、無線 LAN など)、ネットワーク・プロトコルの基本的部分の定義(規格統一)、共通データベースの整備、セキュリティの問題に取り組む。このグランドデザインは、市町村レベルの使用も前提とする。また、特命部局は政府施策の推進内容、予算、実施計画、実施責任部門などとその進捗を公表し、定期的にそれらを見直す役割も担うものとする。現在 IT に関する社会資本整備について各省からの概算要求が行われているが、公共事業の範囲の際限なき拡大を防止するとともに、各省庁の役割を明確にし、効率的な予算編成を進める。

また、IT 関連設備は更新が頻繁に必要になり、メンテナンスにコストがかかる。特に市町村レベルにおいては設備更新への対応が容易でないことから、IT-PFI のコンセプト導入を検討する。



② 規制改革の推進

対面原則や書面主義等、電子商取引の展開を阻害する諸制度を改革する。具体的な改正について明確なタイムスケジュールを設定するとともに、第三者機関により進捗状況を不断にチェックする仕組みを構築する。

また、企業が新しくITに関連する事業に取り組む際に、各省庁の規制が複雑に絡み合ってくる恐れもあるので、民間企業の事業開拓意欲を支援する立場にたつて絶えず規制を総合的に見直す。

③ 電子政府の推進

電子政府の構築は、国と地方を問わず行政サービスの電子化を通じて促進すべきである。調達を通じた単一最大のユーザーである政府が、最終ユーザーの利便性を考慮しつつ電子化を進めることは、あらゆる面で社会の情報化を促進することとなる。縦割り主義を排し、かつ明確なタイムスケジュールを設定し、地方自治体を含めた包括的な電子政府の実現を推進する。

とりわけ、次の点を早急に実施する。

イ ID用ICカード(住民登録、年金、医療、納税等)の普及<来年末までに実施>

行政効率の向上や行政サービスの向上を目的に、ITの積極的活用を図る。そのためには、省庁の垣根を取り払い規格統一することで、国民一人1枚のID用ICカードを実現する。

ロ 国民にとっての利便性を最重視した情報の整備<即刻実施>

行政情報の電子化を促進する。例えば白書類の政府刊行物は、インターネットを通じて、利用しやすい形で全て無料で公開する。また、各省庁のデータベースを一元化し、ネットワーク化する。

法令や条例は最も基本的な社会インフラの一つであるので、全ての法令・条例をネット上で検索できる仕組みを構築する。

ハ IT戦略策定のベースとなる統計資料の整備<今年末までに手法を確立>

旧来の統計が時代の変化に合致しなかったり、統計調査を実施する部門の手法が統一的なものでないため、いわゆる IT 関連統計の限界が指摘され始めている。IT 政策の議論を地に足がついた形で深めるためにも、関連統計を整備する。

ニ 行政事務の効率化<即刻実施>

政府、地方自治体ともに、IT 化の推進と平行して業務のあり方自体を抜本的に見直し、事務の効率化を図る。

④ 情報関連競争政策・監視機関(情報版公正取引委員会・日本版 FCC)の設置

収穫逓増の法則が働くネット経済とは、強者が益々強くなる所謂「独り勝ちの経済」であるため、競争政策・監視機関の役割は益々重要になる。そこで、現行の公正取引委員会の強化拡充、又は米国の FCC(Federal Communications Commission)のような情報関連の競争政策と競争監視を掌る機関を別途設置することも検討する。また、ネット経済は国境を超えた経済であるため、海外競争監視機関との協調体制を整える。

⑤ サイバー・セキュリティ対策の推進

システムへの信頼性や情報そのものの信頼性が確保されなければ、健全な高度情報化社会を築くことはできない。信頼性の確保に向けての最も重要な課題は、消費者保護、プライバシー保護、ネット取引の安全性の確保、ネット犯罪の防止など、所謂「サイバー・セキュリティ」である。これは IT 革命を成功に導くために、避けて通ることのできない課題である。サイバー・セキュリティの問題は、政府が率先してその解決に取り組むとともに、産・学が協力していく必要がある。

また、IT を利用した犯罪行為は、罰則規定の緩やかな国のサーバーから発する可能性が高い。国際的な信用を損ねないために、IT を利用した犯罪に対する罰則規定の国際的調和を図る。

(2) 制度・インフラの整備

① 情報通信分野の競争条件の整備

わが国のインターネット通信料金は国際的に見ても依然として高い。

通信料金の低廉化は競争により実現することを基本とする。とりわけブロードバンドのサービスの急速な普及を重要課題に据え、専用通信線埋設や DSL の敷設に関する競争条件を整備する必要がある。具体的には民間主導による光ファイバーケーブルの敷設が急務であり、既に IT 戦略会議で示されているように、(イ)電柱・共同溝への回線敷設の原則容認、(ロ)利用料金や算定根拠の開示、(ハ)利用申込から利用開始までの期間の明示、

(二)回線敷設用空きスペースの公表、などのルール作りを進める。

② NTT 再々編に向けての基本的考え方

上記に関連し、電気通信審議会では二年間をかけて NTT の再々編論議が行われる予定であるが、スピードが問われる時代であり、来夏までに結論を得る。

その際、グローバルに展開する情報通信技術の急速な発展と競争の激化の中で、競争促進による IT 革命の実現という観点を踏まえれば、NTT の経営形態に関しては、少なくとも以下の点を明確にした上で、国際動向を勘案しつつ、総合的な議論が行われることを希望する。

- イ 完全民営化の実施
- ロ 持株会社方式の見直し
- ハ 東西地域会社の業務規制の撤廃
- ニ ユニバーサル・サービスのあり方

NTTの再々編については、通信インフラが国民・企業に対して、最も円滑かつ安価で提供されるという結果を目指して考えるべきである。過去の経緯に引きずられたり、安易に海外の事例に倣うだけであれば、米国だけでなくアジア諸国に対しても遅れをとる結果を招きかねない。

③ 電波周波数のオークション制度の導入

欧米では通信と放送の高度化が進む中で、電波周波数のオークション制度が実施されている。一方、わが国の周波数管理は、政府規制当局のコントロールの下にある。情報通信・放送事業分野で国際的にも開かれた市場を構築し競争を促進するとともに、新しい技術やサービスの開発を推進するという観点から、わが国においても電波周波数のオークション制度について、通信料金等への影響も配慮しつつ、検討することが適当である。

その際、米国のように周波数資源をある程度「私有財産」として捉え、現在及び未来の使用権として売却、その転売をも認めるという「ストック・オークション」とするのか、周波数資源を「公共財」として位置付け、一定期間の使用権を与える「リース・オークション」とするかは、十分検討する必要がある。

④ ユニバーサル・サービス基金の設立

ユニバーサル・サービスには、欧米でもみられるような「ユニバーサル・サービス基金」の設立を検討する。基金の原資は、事業者からの拠出や政府の NTT 保有株の活用、また上記の周波数に関するオークション制度の導入で賄うという方法が考えられる。なお、ユニバーサル・サービスの事業主体の選定にあたっては、この分野でも競争を促進するために、必要な地域

ごとに入札制度を検討することも一案である。

⑤ 電子帳簿保存法の改正

電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)は、受領した国税関係帳簿書類を電子データで保存することを認めていない。確かに電子データ化を認めれば、悪意で偽造、複製することは容易になるが、紙であっても現在の技術をもってすれば偽造、複製が容易であることに変わりはない。他書類の電子保存も促進すると考えられることから、同法を改正し、国税関係帳簿書類の電子保存を認めるべきである。

⑥ 通信と放送の融合

次世代携帯電話IMT-2000の開始、ケーブルテレビの普及、DSLの導入など、通信と放送をめぐる環境は大きく変化しており、両者の区別がなくなりつつある。通信と放送の融合が進む市場において、公正かつ健全な競争を実現することが必要である。その際、第三者機関によるコンテンツのレーティングのあり方と、NHKのあり方を再検討する。

NHKは現在、地上波、BS放送、AM及びFMラジオ、国際放送など多数の媒体を持ち、受信料を主な財源として放送事業を営んでいる。これまでNHKに集中してきた様々な資源を考えれば、今後も社会的責務を果たし続けることが期待されるが、これらの事業が民間事業者との競争環境を阻害していないかを十分検討する。今後は、受信料により賄われる公共放送の範囲を厳しく選別した上で、新分野への進出などその他の部分を民営化することも検討する。

⑦ 国際標準、知的所有権制度へのイニシアティブ

情報通信分野においては、国際標準、国際規格の設定が広く求められているので、政府は民間企業の協力を得て、積極的にイニシアティブを発揮する。同時に政府は早急にビジネスモデルなどの知的所有権制度の明確化を図る。

(3) ベンチャー企業の支援

アイデア溢れるベンチャー企業は、知的創造の担い手であるばかりでなく、競争を通じて既存の事業者の知的創造をも活性化し、社会全体の「知」を高める。

① ベンチャー企業に対する適正な評価

通常、IT革命が進展すれば市場は多様化し、ベンチャー企業の市場参入意欲は高まる。ところが、B to B、B to Gの取引において、大企業や官公庁における受注決定者が、ベンチャー企業が提供するサービスや技術を正当

に評価出来ないためにベンチャー企業を排除し、先例や過去の実績にのみ基づいて受注者を決定してしまうケースが多い。企業、官公庁としてベンチャー企業の実力を適正に評価しうる体制を構築し、ベンチャー企業にもチャンスを与える環境を整えることが必要である。

② IT推進に向けてのインセンティブの強化
 企業の技術開発能力の向上に向けた優遇制度等、わが国の技術力強化につながる政策を特に充実させる必要がある。とりわけ、ベンチャー企業については、税制の拡充やSBIR(Small Business Innovation Research、中小企業技術革新制度)の活用などを推進するとともに、株式公開時の知的資産に関する評価方法を明確にする。

③ IT産業支援のためのクラスター戦略の構築

米国の例に見られるように、クラスター(産業集積地)には優秀な技術者、競争力のある企業が集まり、その集積効果はIT産業のさらなる発展を促している。現在、どの地域にIT産業のクラスターが生まれているかを把握し、税制、金融上の優遇措置など、そこに集中的に支援することを検討する。

④ 無形財産の評価方法の確立

会社が解散しても一定の財産を株主に対し保障させるため、商法は一株当たり純資産を株式分割後でも五万円以上にするよう定めている。しかし、IT産業をリードするベンチャー企業や知的サービス業では、人材やアイデアなど無形の財産を経営資源の中核とすることが多く、この商法の規定が適正な株価形成を阻害している。ベンチャー企業を中心に一株当たり純資産規定を廃止するとともに、無形財産の評価方法を早急に確立する。

(4) 人材育成・研究開発の促進

① 情報教育にバランスした人文・情操教育の強化

サイバースペースを通じたコミュニケーションが人間関係や倫理観を低下させることがないよう、情報教育にバランスした形で、人文・情操教育を強化する。

② 新しい知を創造する人材の育成

情報の有機的結合が新しい価値を生み出す時代においては、各分野にまたがり知の橋渡しをする人材が求められる。例えば、電子商取引の進展は業種の垣根を超えた企業間の連携を促している。異なる分野の知恵をつなぎ、異業種間の連携を支えることの出来る人材を育成する。

③ IT技術者の育成・確保

グローバルな競争の中で、わが国の情報通信技術開発を担う専門家の育成や産・学・官の協力体制を整備する必要がある。とりわけ、ソフト技術を重視した人材育成は欠かせない。インキュベーターとしての機能を十分に発揮するために、大学学部並びに大学院はカリキュラムの編成など教育環境の整備に取り組む必要がある。また、技術者については人材不足が既に表面化しており、今後、国際間で優秀な人材の争奪戦が激化、人材不足が益々深刻化することが予想される。そこでビザの発給条件の緩和や人材確保のための条件整備の計画を含め、海外からの人材受け入れ計画策定を検討する。

④ 情報リテラシー教育の強化

特に初等・中等教育における情報教育の拡充は今後益々重要になる。情報教育の出来る教育者の養成は急務であり、全ての小・中学校教員に、1年以内に情報研修を実施する。また、情報化の推進には、国民全体に対する情報リテラシー教育の拡充が不可欠である。そこで全国 43000 校の学校(国公立の小・中・高・大)にブロードバンドを施設するとともに、企業が廃棄する PC の再利用等を通じて生徒一人に一台の PC を配置する。同時に、それぞれの学校を情報センターとして地域住民に開放する方法も一案である。

⑤ 産学協力による研究開発の促進

TLO(Technology Licensing Organization、技術移転機関)制度の拡充など公的機関の研究成果を民間に円滑に移転できる仕組み作りを急ぐとともに、産学協力によるヒューマン・インターフェースの研究開発を促進する。また、高齢者、障害者などの社会的にデジタルデバイドの敗者になりやすい人たちのための IT を開発し、誰もが IT の恩恵を受けられるようにする。

IV. 企業経営者自らの課題

我々企業経営者は、IT 革命を民間主導で推進することをより鮮明にするため、経営革新に向けての意識改革と以下の課題の実践に取り組む。

(1) 戦略性と柔軟性を重視した経営改革

IT 革命は情報の流通と処理を量的・質的にも革新し、知的活動を充実強化する知的革命でもある。ネット時代におけるビジネス戦略の根幹は、いわゆる「知的経営」であり、経営者は過怠なく、知的能力が十分に発揮される企業環境の整備と人材能力の養成に取り組む。

また、ネット時代の環境の変化は急であり、変化への柔軟な対応とスピードある意思決定を可能にする経営改革を進める。

(2) 人材の流動化を促すための労働環境の整備

産業構造の変化に対応し、旧来の産業から新しい産業へと労働力を円滑に移動させる必要がある。わが国では米国に比べ労働の流動性が低いと言われており、早急に労働市場を整備する。また、わが国においては、社員が高い付加価値を生み出しても、多くの企業が直ちにそれに見合う処遇をしようとする例が少ない。従来 of 労働慣行を見直し、評価と処遇の連動性を改善する。

(3) 経営者の倫理の確立

IT の進歩は日進月歩であり、法令等の社会的インフラの整備が技術の進歩に追いつかない状況も想定される。規制がなければ何をしてもよいという姿勢ではなく、経営者は自らを律するより高い倫理観を確立する。

(4) 新しいビジネスモデルの構築

IT 革命は知的活動領域を拡大し、新しい価値の創造を容易にする。例えば、法律や会計、税務をめぐる相談、各種手続の代行サービス等を総合的に一括提供できれば、それが付加価値を生むことになる。しかし、いわゆる日本的縦割り意識は、このような新しい価値の創造を阻害する要因になりうる。旧来の秩序を破壊し、総合知的サービスの創出に向けた取り組みを開始すべきである。米国において、インターネット上に氾濫している情報の中から売り手と買い手が必要としている情報のみを取り出し、それに付加価値をつけて提供する情報仲介業者「インフォメディアリー (Infomediary)」が台頭してきたように、新しい知的サービス産業が発達する。こうして産業構造は大きく変化し、日本的取引慣行は見直しを余儀なくされる。顧客中心時代における新しいビジネスモデルの構築を急ぐ必要がある。

おわりに

冒頭に述べた通り、わが国の IT 革命の推進に向けての取り組みはもはや一刻の猶予もならない。換言すれば、ここ数年の舵取りが今後の日本の命運を決めると言っても過言ではない。

自動車に乗らない人が車に関するビジネスを思いつかないように、IT を体感しなければ IT に関する豊かな構想力を持つことはできない。特に指導的立場にある者は、自ら情報端末に接するなど、IT に対する理解を深める姿勢が求められている。

我々経営者は今こそ IT 革命を先導する気概と覚悟を持ち、自らが先頭に立って革命推進の旗手となろうではないか。

以上